

ID: 7

担当部署: 総務課

処分の概要	訂正の請求の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町個人情報保護条例 第19条第1項		
例 規 番 号	平成16年 条例第3号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (請求に対する決定等)                  第十九条 実施機関は、開示等の請求があつたときは、当該請求があつた日から起算して十五日以内に、開示等の可否を決定しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  第14条の規定による。                  (訂正の請求)                  第十四条 何人も、自己に関する保有個人情報に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。</p>			
標準処理期間	請求があつた日から起算して15日以内(やむを得ない理由により当該期間内に決定をすることができないときは、当該期間を延長可)(第19条第1項及び第4項)		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日